

2019年度 大阪大学大学院法学研究科研究生出願要項

1. 出願資格

- (1) 修士の学位を有する者及び2019年3月までに学位を有する見込みの者
- (2) 教授会の議を経て研究科長が上記(1)と同等以上の学力があると認めた者

2. 在学期間

在学期間は、2019年4月1日から2020年3月31日とします。

ただし、研究上必要と認められた場合は、在学期間の延長を認めることがあります。

3. 出願書類

出願者は次の書類及び検定料をとりまとめ提出してください。

証明書類は、写しでもよいと明記されている場合を除き、原本の提出が必要です。

- (1) 入学願書（本研究科所定用紙）
- (2) 履歴書（市販の用紙）
- (3) 出身大学院の修了（見込）証明書及び学業成績証明書
- (4) 写真（名刺型、上半身脱帽、無背景で3ヶ月以内に撮影したものを、本研究科所定の入学願書に貼付してください。）
- (5) 検定料9,800円

下記①②のいずれかの方法で納入してください。外国から納入する場合は、②の方法をご利用ください。振込みやシステム利用にかかる手数料は振込人負担です。

この検定料は2019年3月までの金額であり、改定されることがあります。

①所定の振込依頼書による納入	所定の用紙に必要事項を記入して、必ず金融機関窓口で振り込んでください。ただし、ゆうちょ銀行・ATMからの振込みはできません。また、現金や郵便普通為替での支払いもできません。 振込依頼書のご依頼人氏名欄は必ず出願者本人の氏名を記入してください。整理番号欄は記入不要です。 振込後、領収印を受けた納入証明書を入学願書の裏面に貼付してください。
②検定料納付システムによる納入	大阪大学法学研究科 HP (http://www.law.osaka-u.ac.jp/graduate/entrance/info.html) に掲載されている「検定料納付システムによる検定料の納入手続について（研究生）」を参照し、検定料納入後、「検定料収納証明書」を印刷のうえ、提出してください。「検定料収納証明書」は入学願書の裏面に貼り付ける必要はありません。

- (6) 官公庁、会社等に在籍中の者は所属長の出願許可書を添付してください。

4. 出願方法

- ・出願書類の受付は、郵送（書留郵便）によるものとします。
- ・出願期間後に到着したものは受理しません。
- ・出願期間：2019年1月4日（金）から2月15日（金）午後5時
- ・出願先については、末尾の「問い合わせ先」を参照してください。

5. 選考方法

書類審査及び担当教員の面接等の上、本研究科教授会の議を経て研究科長が合否を決定します。
なお、審査のため、必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。

6. 合格者発表

合格者決定後、合格者には合格通知書及び入学手続書類を発送します。

7. 入学手続及び納入金

入学手続は、入学手続案内時に通知する期間内に法学研究科教務係で行ってください。
郵送により入学手続を行う場合は、書留郵便によるものとし、入学手続期間内必着とします。
年度末の場合は入学手続期間が短くなりますので、あらかじめご了承ください。

(1) 納入金 入学料 84,600円

授業料 半年分 173,400円 前納(年額346,800円)

なお、入学料は入学手続期間内に、授業料は春・夏学期分を2019年5月末日までに、秋・冬学期分を2019年11月末日までに、本研究科所定の振込用紙により金融機関から振り込んでください。

(2) 官公庁・会社等に在職中の者が所属長の就学許可書を提出しない場合は、入学を許可しないことがあります。

(3) 所定の期間内に入学手続を行わない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

8. 個人情報の取扱い

(1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、入学者選抜(出願処理、選抜試験実施)、合格発表及び入学手続等の入試業務を行うために利用します。

なお、入学者については、教務(学籍管理、修学指導等)、学生支援(健康管理、奨学援助支援、就職支援等)及び授業料収納に関する業務を行うためにも利用します。

(2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜方法の調査・研究のために利用します。

(3) 上記の業務を行うにあたり、一部の業務を外部の業者に委託する場合があります。

この場合、外部の事業者と個人情報の取扱いが適切に行われるよう契約を結んだ上で、当該事業者に対して、提出された個人情報の全部又は一部を提供します。

9. 注意事項

(1) 出願手続後は、出願書類の記載事項の変更はできません。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 既納の検定料は次の場合を除き返還しません。

① 出願したが受験資格がなかった場合

② 出願書類受理期限後に書類が本研究科に到着した場合

③ 出願書類に不備があり、受理されなかった場合

④ 検定料を払い込んだが、本研究科に出願しなかった場合

⑤ 検定料を誤って二重に払い込んだ場合

なお、上記の場合は、検定料の返還請求を行ってください〔(4)参照〕。

(4) 検定料返還請求の方法

返還請求の理由、氏名（フリガナとも）、現住所、連絡先電話番号を明記した検定料返還請求書（様式は自由）を作成し、必ず「大阪大学大学院法学研究科検定料納入証明書」を添付して速やかに郵送してください。

(5) 入学料及び授業料は改定されることがあります。

(6) 研究生は入学料及び授業料の免除制度の対象となりません。

(7) 研究生が年度途中で退学する場合は、希望する1ヶ月前に所定の退学願を提出してください。

(8) 研究生は、学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）及び通学定期乗車券を利用することはできません。

【問い合わせ先】

大阪大学大学院法学研究科

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番6号

Tel: 06-6850-6942（直通） E-mail: houkyoumu@law.osaka-u.ac.jp

（電車） 阪急電鉄宝塚線 石橋駅下車 東南へ徒歩約20分

（モノレール） 大阪モノレール 柴原駅下車 北西へ徒歩約10分

URL: <http://www.law.osaka-u.ac.jp/>